

兵庫県立大学先端医療工学研究所規程第4号
兵庫県立大学先端医療工学研究所研究倫理委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、兵庫県立大学研究倫理指針（以下「指針」という。）の趣旨に則り、研究倫理に関する事項について審議し、又は実施するため、兵庫県立大学研究倫理委員会設置要綱第1条に基づき設置する先端医療工学研究所研究倫理委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議し、又は実施する。

- (1) 先端医療工学研究所における指針の運用及び規定の解釈に関すること
- (2) 兵庫県立大学研究倫理委員会委員長（以下「全学委員長」という。）からの諮問及び委託された事項に関すること
- (3) 先端医療工学研究所における研究倫理に関する啓発及び研修に関すること
- (4) 先端医療工学研究所における指針に違反する行為に係る調査に関すること
- (5) 人を対象とする研究等に係る研究計画等の審査を行うこと
- (6) その他研究倫理に関すること

2 前項第5号に規定する審査等に関しては、別に定める。

(組織)

第3条 委員会は、次に定める者をもって組織する。

- (1) 先端医療工学研究所長（以下「所長」という。）
- (2) 先端医療工学研究所の専任教員のうちから所長が指名する者1名
- (3) 運営委員、兼務教員のうちから所長が指名する者
- (4) その他必要に応じて所長が指名する外部有識者
- (5) 所長が指名する事務職員

2 委員会の委員において、審議事項に係る研究者と利害関係にある者がいる場合は、第5条第1項に定める委員長は当該委員を審議から除外し、必要に応じて代替する者を指名の上、審議に参加させるものとする。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の委員は、再任されることができる。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、所長が指名する者をもって充てる。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 委員長は、研究倫理教育責任者を兼務し、研究倫理教育総括責任者（全学委員長）の下、先端医療工学研究所の研究者に対して研究倫理教育を実施する。

5 委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ指名する委員がその会務を代行する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(調査)

第7条 委員長は、通報又は報告等を受けたときは、その内容を精査するため、必要に応じて関係する研究分野の学内の専門家の協力を得て、調査を実施する。

2 調査を行った場合は、委員長は速やかに関係書類を添えて調査の結果を全学委員長に報告する。

(保全)

第8条 前条の調査において、委員長は調査に必要な資料や機器を保全する必要があると認めるときは、関係者に次の必要な措置をとることを要請することができる。

(1) 疑義を受けている者（以下「調査対象者」という。）の当該調査に係る利害関係者との接触の禁止

(2) 調査対象者の所属研究室などの一時閉鎖

(3) 調査に係る物品、資料の確保

(4) その他必要な措置

(調査対象者の義務)

第9条 調査対象者は、本規程に定める調査に対し誠実に対応しなければならない。

(専門部会)

第10条 委員長は、専門事項を調査審議する必要があるときは、専門部会を設けることができる。

(委員以外の者の出席)

第11条 委員長が必要と認めた場合は、委員会の同意を得て、委員以外の者を委員会の審議に出席させ、意見を聴くことができる。

(記録の保管)

第12条 委員会は、調査に当たり提出された、又は申請者等に送付した関係書類等について、当該年度終了後より10年間これを保管するものとする。

(守秘義務)

第13条 委員会の委員及び本規程第10条により設置された専門部会の委員等、本規程に基づく調査等に携わった者は、その職務上知りえた秘密を漏えいしてはならない。任期終了後及び退職後も同様とする。

(庶務)

第14条 委員会の庶務は、先端医療工学研究所に係る事務組織において行うものとする。

(補則)

第15条 先端医療工学研究所の併任先、兼務先における業務に関する研究課題の実施に関しては、併任先及び兼務先に整備されている規程に従うものとする。

2 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員会の意見を聴いた上で委員長が別に定める。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。